

外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ） 【区域計画】

背景

- 大阪市では2019年5月から「大阪市外国人起業活動促進事業」として、経済産業省から外国人起業促進実施団体の認定を受け、支援窓口を市の中小企業支援の執行機関として位置付けている大阪産業局に設置して、経営相談、資金調達など産業局が保有する支援機能を使って起業活動支援を実施している
- 2020年には京阪神地域が「グローバル拠点都市」に選定されグローバルに展開するスタートアップ企業が次々に輩出されるスタートアップ・エコシステムの構築に取り組んでおり、大学の研究成果を活かしたスタートアップの創出・成長支援も進めている
- 外国人起業活動促進事業導入後、コロナ禍においても制度利用者は順調に推移しており、訪日外国人客数が回復し始めた2022年度以降は相談件数、制度利用者ともに増加の兆しが見られる
- 優秀な外国人起業家をさらに呼び込むためには、事業化までに比較的時間を要する研究開発型スタートアップなどを想定して、経済産業省のスタートアップビザによる最長1年間の起業準備活動のさらなる延長が有効と認識しており、そのための国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の導入が必要

特例の概要

- ① 上陸6か月以内に「経営・管理」の要件を満たす見込みで大阪市等からサポートを受ける創業活動については、特例的に在留資格を認める（最長6か月）
- ② 外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人が、大阪市等からサポートを受ける創業活動については、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める（最長6か月）

① 在留資格「経営・管理」
※創業活動（最長6か月）

在留資格「特定活動」
最大1年※経済産業省制度

② 在留資格「経営・管理」
※創業活動（最長6か月）

大阪市・関連機関による
各種サポート、進捗確認、創業支援

継続してサポート

期待される効果

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を導入し、海外スタートアップ、優秀な外国人起業家を呼び込むための環境整備を行うことで、大阪市のスタートアップ・エコシステムの活性化に寄与